

湖南省防災會議運營規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、湖南省防災會議條例（平成16年湖南省條例第21号。以下「條例」という。）第6条の規定に基づき、防災會議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務代理者)

第2条 條例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とし、副市長に事故のある場合は、総合政策部長の職にある委員とする。

(會議)

第3条 防災會議の招集は、会長の委員に対する通知により、これを行う。

- 2 前項の通知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。
- 3 防災會議の議長は、会長をもって充てる。
- 4 防災會議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 防災會議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決)

第4条 防災會議の権限に属する事務のうち、地域防災計画の軽微な変更については、会長において、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の會議に報告し、その承認を求めなければならない。

(公印)

第5条 会長の公印の名称、字体及び寸法は別表第1のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。

(庶務)

第6条 防災會議の庶務は、防災に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、防災會議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

公印の名称、字体及び寸法

公印の名称	字体	寸法
湖南省防災會議會長之印	てん書	21ミリメートル平方

別表第2（第5条関係）

公印のひな型

湖 南 市 防 災 會 議 會 長 之 印
